

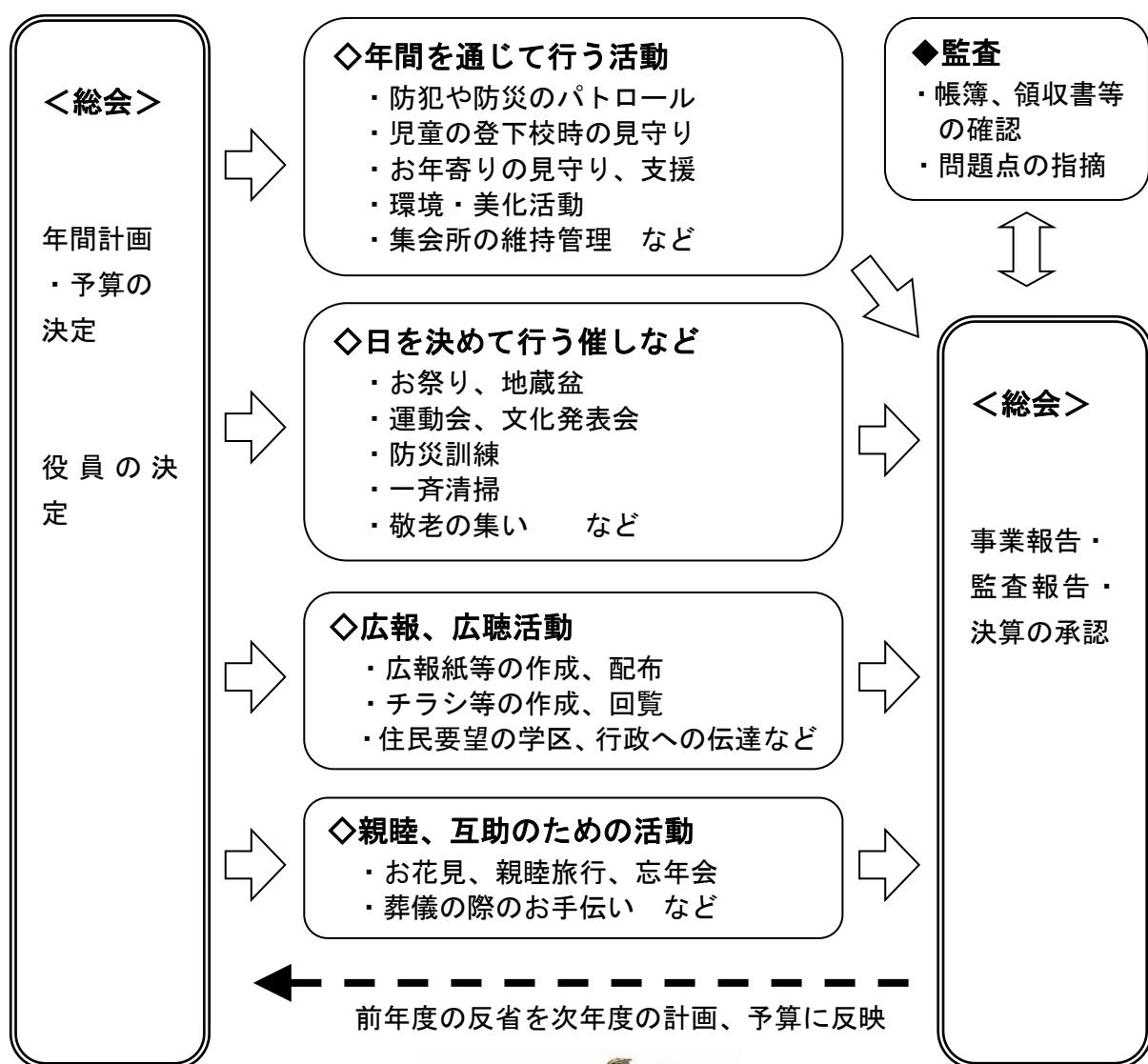
## 自治会・町内会の基礎知識

## (1) 自治会・町内会や学区自治組織の活動について

自治会・町内会や学区自治組織は、住民同士の自由な意志によって結成されている任意の団体ですから、法律などで定められた運営方法や活動内容があるわけではありません。住民の皆さんのが十分話し合ったうえで、無理のないような運営方法や活動内容を決めていくことが大切です。

また、自治会・町内会では、独自の活動と学区自治組織や各種団体の活動への参画の両方によって、年間の活動が構成されている場合が一般的です。

一般的な自治会・町内会や学区自治組織の年間の活動は下記のとおりです。



## (2) 自治会・町内会の設立について

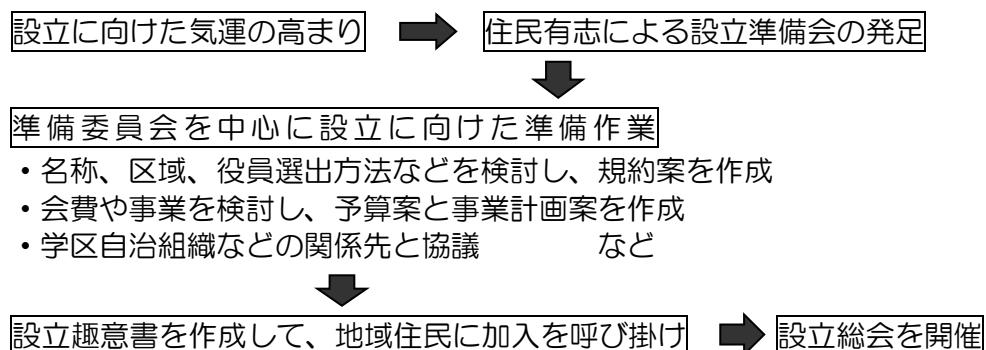
転入された方は、その地域に既にある自治会・町内会に入るケースが一般的ですが、新しい大規模マンションが建設された場合や、新しく開発された住宅地に一度に住宅がたくさん建設された場合などには、自治会・町内会を新たに設立するケースがあります。

設立には、「町内会がやっぱり必要だ」「みんなでつくろう！」という気運の高まりが大切です。まずは、みんなで集まる機会をつくり、自治会・町内会について話し合ってみましょう。

また、学区自治組織は、自治会・町内会の設立を積極的に働き掛けて、運営方法をアドバイスしたり、隣接する自治会・町内会との橋渡しをするなど、地域の一員として温かく迎えましょう。

地域コミュニティサポートセンター（裏表紙参照）や各区役所・支所地域力推進室では、規約や各種様式の見本を提供するなど、自治会・町内会の設立を支援していますので、お気軽にご相談ください。

### ○設立の一般的な手順



### 京都 まち知識 まめ知識 「京の町名」

郵便番号簿を見比べると、京都市の倍近い人口を有する東京都が全体で七ページなのにに対して、京都市だけで十八ページも！それだけ京都には町名がたくさんあります。

とりわけ多いのは市内中心部で、同じ町名も珍しくないので、通りとの組み合わせで区別することに。それも、同じ町を「〇〇通上る××町」と言う場合と、一筋北の通りを基準に「△△通下る××町」と言う場合もあるから、慣れない人には大変です。

「材木町」「瓦町」「風呂屋町」など、かつてその界隈で栄えた職業を想起させる町名は市内のあるところにあり、「桃山毛利長門東町」など、全国各地からの大名屋敷を偲ばせる町名があるのも京都ならでは。通り名や町名の由来を知れば、地域への関心や愛着がきっと深まります。



### (3) 自治会・町内会の法人化について

地域住民による任意の団体である自治会・町内会は、会社や社会福祉法人、NPO法人などのような法律上の「法人格」が無く、土地や建物などの不動産を所有していても、自治会・町内会の名義での登記ができません。

そのため、例えば、集会所の土地や建物が会長の個人名義で登記されて、その名義人が亡くなったり、転居された場合に問題が生じることがありました。

そこで、平成3年に地方自治法が改正され、自治会・町内会（法律上は「地縁による団体」と呼びます）が法人格を取得できるようになり、自治会・町内会の名義で不動産等の登記ができるようになりました。

#### ○認可の要件

自治会・町内会が法人格を取得するには、市長の認可が必要です。自治会・町内会が不動産等を保有しているか、保有する予定があることが前提条件となっており、それに加えて以下の要件が備わっている必要があります。

- ① 区域内の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理など、良好な地域社会の維持及び形成に資する共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。
- ② 区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- ③ 区域内に住所を有するすべての個人が構成員になることができるものとし、その相当数の者が構成員となっていること。（自治会・町内会で構成する学区自治連合会等は認可を受けることができません。）
- ④ 規約を定めていること。その規約には、目的、名称、区域、主たる事務所の所在地、構成員の資格に関する事項、代表者に関する事項、会議に関する事項、資産に関する事項が定められていること。

#### ○認可申請の手続

具体的な手続、必要書類等については、事前に地域コミュニティサポートセンター（裏表紙参照）または各区役所・支所地域力推進室まちづくり推進担当へご相談ください。

また、「町内会・自治会の法人化の手引き」が京都市ホームページに掲載されていますので、そちらもご覧ください。

◆[京都市情報館の当該ページへ](#)

